

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）あさおの丘

運 営 規 程

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人ハートフル記念会が設置する特別養護老人ホームあさおの丘（以下「事業所」という）が行う、介護老人福祉事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者の意思を尊重し、常にその立場に配慮して、適切な生活援助を行なうことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、運営理念・方針に基づき、利用者が要介護状態等になった場合に、可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要かつ適切な生活援助を行なう。

運営理念：「それぞれにその人らしい人生を」

人生の仕上げの時期を迎えた方々が誇りや自信を傷つけられることなく、その人らしさを発揮しながら、安心してそれぞれが望む生活を送れるように、適切な援助実践を行ないます。

基本方針（1）高齢者の生活に必要とされる様々な福祉援助サービスを持続的・安定的に提供できるように取り組みます。

（2）人としての尊厳生命にかかわる身体拘束は行いません。

尚、本人の安全確保のために他に方法がなくやむを得ず、身体拘束を行う場合には、家族との同意と文書による承認の、もとに理由、目的、期間、方法を明確にし、早期に解消することを目指します。

（3）この施設や地域に住む高齢者が、その人らしく、いきいきとした生活を営むことができるように、お互いの人間関係を築いていきます。

（4）地域福祉の拠点施設として、地域に生活する人々の要望を受け止め、必要な福祉援助サービスにつなぐ役割を果たします。

（5）施設環境を生活の空間としての快適性の視点から見直し、利用者と職員等が力をあわせ、できる限りの工夫をしていきます。

（6）高齢者を取り巻く生活に関心を持つボランティアの参画を促し、ともに生活を心豊かにするように努めます。

(7) 利用者等の個人情報について適正かつ適切な取り扱いに努力し、法令や行政のガイドライン等に沿って個人情報に関する基本方針を定め、個人情報の保護に努めます。

個人情報の取得、利用、第三者提供にあたっては、本人も同意を得ることを原則とし、利用目的を開示した上で必要な情報を取得し、利用目的の範囲内で利用を行います。

(8) 公的機関との連携を強め、権利擁護・苦情解決に配慮して必要な取り組みをすすめます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム あさおの丘
- (2) 所在地 神奈川県川崎市麻生区栗木台1-12-1

(職員の職種、員数及び、職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 職員(短期入所生活介護事業と兼務)
 - 介護支援専門員 1名
 - 生活相談員 1名
 - 管理栄養士 1名
 - 介護職員 26名
 - 看護職員 5名
 - 医師 1名
 - 事務員 1名
 - その他(運転業務他、必要に応じて非常勤・嘱託雇用)
- (3) 職員の資質向上を図るため研修の機会を次の通り設ける。
 - (イ) 採用時研修 (採用オリエン時) 及び継続研修
 - (ロ) リーダー研修 (主任・副主任を対象に年1回以上)
 - (ハ) 施設内研修 (目的・対象を明確に随時開催)
 - (ニ) 施設外・他施設研修等(随時、積極的に派遣)

(入居定員)

第5条 本事業における入居定員は71名とし、短期入所生活介護定員は3名とする。

特別養護老人ホームあさおの丘に空床がある場合には、その定員の範囲内で(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。

(指定介護福祉サービスの内容、利用料及びその他の費用等)

第6条 介護老人福祉施設におけるサービスについては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。その内容は次のとおりとする。

＜サービス内容＞

- (1) 居室 基本的には定員4人の居室になりますが、2人部屋、個室もあります。各居室に洗面所、トイレがあり個人の収納スペースをベッド脇に用意してあります。
- (2) 食事 食事は、朝食＝8：00～8：45
昼食＝12：00～12：45
夕食＝18：00～18：45
原則として各階の食堂でお召し上がりいただきますが、体調やご希望に応じて居室配膳も行ないます。
- (3) 入浴 基本的に週に最低2回の入浴。身体状況とご希望に応じて入浴形態を選択できます。但し、身体状況に応じて清拭となる場合があります。
- (4) 介護 生活援助計画に沿って着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、移動等必要な介護を行います。
- (5) 機能訓練 理学療法士・看護職員が、利用者の希望と意欲を配慮し、機能訓練を実地します。
- (6) 生活相談 常勤の生活相談員が、生活援助及び日常生活に関する事について相談に応じます。
- (7) 健康管理 年間1回の健康診断、定期の診察及び健康相談(内科医＝月2回、精神科医＝月1回)を受けることができます。治療の必要に応じた随時の通院治療、訪問、通院による歯科検診・治療も受けられます。
- (8) 理美容 協力理美容室による、理美容サービスを低廉な料金で利用できます。
- (9) 行政手続き代行 希望に応じて、生活相談員が行政の手続き等を代行します。諸費用は実費を負担していただきます。

- (10) 日常経費 介護保険の利用者負担以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払いは、ご利用者、保証人との契約に基づいて行ないます。
- (11) 行 事 四季折々、入居者の要望に応じて、諸行事、サークル活動を実地します。
- (12) 医療処置の対応 経管栄養、ストマ、インシュリン、留置カテーテル、在宅酸素、医師の指示による点滴等、施設として可能な範囲の医療処置等の対応を行ないます。肝炎等の感染症については、感染予防の対応に配慮しつつ、ご相談に応じます。
- (13) 協力病院 麻生総合病院
- (14) 契約解除
 - 1. 利用者は、事業者に対して、14 日間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解除することができます。
 - 2. 事業者は以下の事項に該当した場合、利用者に対して、30 日間の予告期間において文書で通知することにより契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金が正当な理由なく、2 ヶ月遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合
 - ②利用者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後 3 ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③利用者が、事業者や他の入所者に対して、この契約を継続しがたい程の背信行為を行なった場合
 - ④やむをえない事情により施設を閉鎖または、縮小する場合
 - 3. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または、要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了します。
 - 4. 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者が死亡した場合
- (15) 緊急入院 保証人、家族、主治医に連絡、状況に応じて必要な場合は、直ちに救急車にて対応します。
- (16) 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

＜利用料金について＞ 別紙参照

(施設の利用に当たっての注意事項)

第7条 事業所の会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- 2 事業所の運営規程の概要、介護職員の勤務体制など、サービスの選択に必要な重要事項を事業所の見やすい場所に掲示する。
- 3 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する記録の整備を行なう。また、施設利用者の援助に関する会議等の記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。
- 4 この規定に定める事項以外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ハートフル記念会と事業所の管理者との協議に基づいて定めたものとする。

(非常災害対策)

- 1 防災委員を中心に、年2回の防災訓練を行い、災害時には、それぞれの任務に従って、初期消火、通報、避難誘導等、速やかに対応します。
- 2 防災設備は、自動火災報知設備が設置されています。また、各居室、各室には、熱感知機、スプリンクラーが設置されています。各室の散水用に、消火用散水栓（各フロアー3ヶ所）、消火器（各フロアー2ヶ所）が設置してあります。
- 3 防災訓練は、初期消火訓練、避難誘導訓練、防火機器の操作訓練、夜間を想定した訓練、などがあります。（年1回の割合で、消防署の立会いのもと指導を受けます）
- 4 防火責任者 野俣 朋行

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

- 1 当施設は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 当施設は、前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行

う場合には、家族との同意と文書による承認のもとに、理由、目的、期間、方法を明確にし、早期に解消することをめざします。

- 3 当施設は、前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、直ちに、その日時、対応、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、ケア記録、及びケアと安全の記録等の書面に記録します。

(個人情報の管理の方法)

- 1 当施設は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 当施設は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

(苦情への対応方法)

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、当施設、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 当施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当施設は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いもいたしません。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

- 1 当施設は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な対応を迅速に行います。
- 2 当施設は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、必要な行政機関への報告を行い、その再発防止に努めます。
- 3 当施設は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- 4 上記措置を適切に実施するために担当者を設置します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 2 虐待の防止のための指針を整備し、指針に則て研修を定期的を実施します。
- 3 上記措置を適切に実施するために担当者を設置します。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第8条1 名称は、「特別養護老人ホーム あさおの丘」とする。

2 所在地は、川崎市麻生区栗木台1-12-1とする。

3 運営主体は、社会福祉法人 ハートフル記念会とする。

4 職員数 施設長 野俣 朋行 以下 常勤8名、他。

5 設立年月日 1989年(平成元年)10月1日

6 建物の概要 規模構造は鉄筋コンクリート 2階建

敷地面積 2,934.71 m²

建築面積 2,347.10 m²

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改定 平成14年4月1日

改定 平成17年7月30日

改定 平成23年11月1日

改定 平成25年6月1日

改定 平成27年5月1日

改定 平成28年11月30日

改定 平成29年11月1日

改定 令和元年10月1日

改定 令和3年4月1日

改定 令和3年8月1日

改定 令和5年6月1日

改訂 令和6年8月1日

運営規程別紙（料金表）

（１）介護報酬負担分

告示に基づいて、施設が積算する要介護度別の介護報酬の負担分
（旧措置入所の方々には軽減措置がある場合があります。軽減措置については、区役所または生活相談員にお尋ね下さい。）

（２）食費（日額 300 円～1,840 円）

利用者の介護保険料の段階に応じた区分があります。

第 1 段階	日額 300 円	第 2 段階	日額 390 円
第 3 段階①	日額 650 円	第 3 段階②	日額 1,360 円
第 4 段階	日額 1,840 円		

（３）居住費（日額 0 円～915 円）

利用者の介護保険料の段階に応じた区分があります。

第 1 段階	日額 0 円	第 2 段階	日額 430 円
第 3 段階	日額 430 円	第 4 段階	日額 915 円

（４）その他の費用

- ・日常生活品（消耗品）：本人もしくは家族の希望により購入した場合は実費請求させていただきます。家族の持ち込みも可能です。
- ・通帳管理を希望される方は 1 ヶ月 2,000 円請求させていただきます。
- ・申請代行費（連絡調整・通信費）としてかかった切手代を実費請求させていただきます。
- ・レクレーション材料費、クラブ活動材料費として実費いただきます。
- ・個人の嗜好品については都度、実費請求させていただきます。
- ・居室内でテレビやパソコン、在宅酸素機器等をお使いの方は、1 ヶ月の電気代として 500 円請求させていただきます。

（５）預り金

- ・入居時に預り金として 20,000 円をお預かりし、『金品預かり証』を入所者等に交付することにより、施設長責任の元、施設で管理いたします。
- ・預り金は、施設常備の日用品、訪問医療費、薬代、定時買い物代金、理美容代等の支払において、一時立替ることを目的として使用します。
- ・立て替えた料金は、毎月末締めとし居住者小口料金として請求いたします。請求時には、立替時の領収書を同封してお送りいたします。

- ・ご入金いただきました預り金は、居住者小口にて管理いたします。これら預り金に関する出納は台帳にて管理し施設にて保管いたします。
- ・退去時に、預り金は全額返却いたします。

利用料金、小口料金（日常費用）の支払い

原則として、ご本人、又は、ご家族の通帳口座からの引き落としとなります。

【支払い・領収の流れについて】

- 1 毎月 10 日過ぎに（前月の）請求書（兼領収書・以下請求書）をお送りします。
請求書は利用料金と、小口料金が分かれてあります。
- 2 毎月 28 日頃（日・祭日の関係で前後することがあります）に（前月の）請求書にある利用料金額と、小口料金額の合計額を、ご登録された、通帳口座より、引き落としを行います。
- 3 翌月の請求書をお送りする際に、引き落としされた月の領収書（領収印付き）を同封します。ご確認ください。

【委任事項】

利用者からあさおの丘への委任事項に関しては以下のとおりです。

年金の管理 **健康保険料・介護保険料の支払い** **その他諸税の支払い**

県市民税の確定申告 は、原則としてご家族にお願いいたします。

ただし、利用者の状況によってはあさおの丘で対応できる場合があります。

あさおの丘の対応が妥当と認められた場合、かつ、以下の条件にあてはまる方が対象となります。（1 ヶ月別途 2,000 円の料金を頂きます。）

- ・ 利用者の住民票があさおの丘にある方
- ・ 年金や金銭の管理される方がいなく、ご本人名義の預金通帳、通帳のお届け印の管理を希望される方など

（別途委任状が必要となります。 都度ご相談ください）

《住民票があさおの丘にある方なら、すべての方へ郵送物等、お知らせや情報の通知は、保証人あての、メール便等（月に一度の割合）で、再送付いたします。》